

No.	危険源
25	第三者から起こるまたは第三者に及ぼす危険源
25.1	無許可の起動／使用
25.2	停止位置から移動する部分のずれ
25.3	視覚または聴覚警告手段が欠如または不適切
26	運転者／オペレータに対する指示が不十分
持ち上げにより付加される危険源、危険状態及び危険事象	
27	危険状態及び危険事象
27.1	次の事項から起こる荷の落下、衝突、機械の転倒
27.1.1	安定性の欠如
27.1.2	無制御状態の荷役－過負荷－転覆モーメントの超過
27.1.3	無制御状態での運動の振幅
27.1.4	予期しない／意図しない荷の移動
27.1.5	不適切な掴み装置／付属装置
27.1.6	1台以上の機械の衝突
27.2	人が荷支持体に接近することから起こるもの
27.3	脱線から起こるもの
27.4	部品の不十分な機械的強度から起こるもの
27.5	プーリー、ドラムの不適切な設計から起こるもの
27.6	チェーン、ロープ、つり上げ装置及び付属品の不適切な選定並びに機械への不適切な組み込みから起こるもの
27.7	摩擦ブレーキで制御した荷下しから起こるもの
27.8	組立／試験／使用／保守の異常状態から起こるもの
27.9	人にかかる荷の影響から起こるもの（荷や釣り合い重りによる衝撃）
28	電氣的危険源
28.1	照明から起こるもの
29	人間工学原則の無視により発生する危険源
29.1	運転席からの不十分な視認性
地下作業により付加される危険源、危険状態及び危険事象	
30	下記事項の機械的危険源及び危険事象
30.1	動力式屋根支柱の安定性欠如
30.2	レール上を走行する機械類の加速または制動の故障
30.3	レール上を走行する機械類の非常制御の故障または欠如
31	人の移動の制限
32	火災及び爆発
33	粉じん、ガス、その他の放出
人のつり上げまたは移動により付加される危険源、危険状態及び危険事象	
34	次の事項による機械的危険源及び危険事象
34.1	不適切な機械的強度－不適切な運転係数